教員向け消費者教育情報提供誌
季刊◆令和3年度　登録第1号

わたしは消費者

No.163
令和3年 6月15日発行

東京都消費生活総合センター　〒162-0823　新宿区神楽河岸1-1　☎ 03-3235-1157

わたしは消費者 検索

トピック 金融教育教材
▶今なら間に合う! 成年年齢引下げに向けて、知っておきたいポイント解説 …… P❶～❸
はじめに 成年年齢引下げまであと10ヶ月!　ポイント1 どうして2022年4月1日なの? 法律成立から3年もたったのに
ポイント2 2022年4月1日…そのとき何が起こる?　ポイント3 そもそも何が変わるの? 民法の成年年齢って何?
ポイント4 未成年者取消権が使えなくなるとどうなる?　ポイント5 大人になる前にやっておくべきことは? 重要なのは消費者教育

東京都消費生活総合センターからのお知らせ
▶令和2年度
新作 消費者教育DVD／改訂 Web版消費者教育読本のご紹介 …… P❹～❻
〈新作 消費者教育DVD〉
●～そのお金の使い方大丈夫!?～ パピ君と学ぶ! キャッシュレス社会の歩き方
〈改訂 Web版消費者教育読本〉
●情報社会を泳ぎきる! かしこいヒツジへの道（平成19年度作成）
●カートくんの買い物☆なびげ～しょん（平成27年度作成）
▶令和3年度 すぐに役立つ!
教員のための消費者教育講座の受講者募集 …… P❼

注意喚起情報
▶クレジットカードで知らない間にリボ払い? …… P❽

今なら間に合う! 成年年齢引下げに向けて、知っておきたいポイント解説

弁護士　中村新造

はじめに
成年年齢引下げまであと10ヶ月!

2022年（令和4年）4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。しかし、成年年齢は1896年以降ずっと20歳でしたから、急に18歳になると言われても、今一つピンと来ないのではないでしょうか。

「成年年齢が18歳になると自分や子どもたちの生活にはどんな影響があるのだろう？」「成年年齢が引き下げられたら、どんなことに気を付けたらよいのだろう？」「ちょっと待って、よく考えたら…そもそも成年年齢って何だろう？」。――皆さんの頭に浮かんだこのような“疑問”を、5つのポイントにまとめて解説したいと思います。

ポイント1
どうして2022年4月1日なの？ 法律成立から3年もたったのに

2018年6月13日、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が国会で成立しました。つまり、これまでの民法の一部が改正されたということです。新聞やテレビでも大きく報道されました。これにより、民法4条は「年齢二十歳をもって、成年とする。」から、「年齢十八歳をもって、成年とする。」と改正されました。なお、成年年齢の引下げのほかに、女性の婚姻年齢を18歳に引き上げて男女で統一するという点も改正されました。

さて、成年年齢引下げを定めた改正民法について

は、成立から約3年後の2022年4月1日から施行されることになっています。

法律の“成立”から“施行”まで3年間という極めて長い期間が設定されたのは、成年年齢引下げのための準備があまり整っていないため、“施行”まで十分な周知や準備のための期間が必要とされたからなのです。法律が“成立”した後に慌てて準備をするというのは、とても珍しいことです。

ポイント2
2022年4月1日…そのとき何が起こる？

2022年4月1日に改正民法が“施行”されることから、この日の時点で18歳以上20歳未満の人（具体的には、2002年4月2日～2004年4月1日生まれの人）は、一斉に「成年」として取り扱われることになります。

それでは、実際にどれくらいの人が一斉に「成年」になるのでしょうか。総務省統計局が発表している「日本の統計（2021年版）」の「年齢各歳別人口（令和元年）」によれば、2019年（令和元年）時の15歳の人口は110万6000人、16歳人口は112万5000人ですので、2022年4月1日には実に200万人以上の若者が一斉に「成年」になることになります。

ポイント3
そもそも何が変わるの？
民法の成年年齢って何？

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられると、それまで「未成年者」だった18歳以上20歳未満の人たちも「成年」として取り扱われることとなります。さて、実際には、どのような場面で「成年」と「未成年者」の違いが生じるのでしょうか。年齢が問題となる場面には、①飲酒、②買い物、③競馬、④運転免許、⑤選挙権、⑥成人式などがありますが、民法の成年年齢はどれと関係するのでしょうか。一緒に考えましょう。

この問いに答えるためには、民法の成年年齢が何について定めたものか、ということを理解する必要があります。そこで、まずはこの点をみていきます。

1. 未成年者取消権があるか …成年年齢の意味①

民法5条は「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。（略）」（1項）、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」（2項）と定めています。これにより、未成年者が契約（法律行為の代表例が契約です）をするときには法定代理人（親権者など）の同意が必要となりますが、仮にこの同意を得ずに契約してしまった場合は未成年者や法定代理人は契約を取り消すことができるとされているのです。この取消権を未成年者取消権といいます。

このような取消権が定められているのは、未成年者は判断能力が不十分であるため特に保護する必要があると考えられているからです。この未成年者取消権があるため、親権者に相談することなくうっかり高額の売買契約を結んでしまっても、未成年者の場合はすぐに取り消すことができますが、成年になった途端、この取消権は使えなくなり、販売業者の詐欺行為や消費者契約法違反などの特別な事情がなければ取り消すことはできません。

2. 親権の対象となるか …成年年齢の意味②

民法818条は「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」（1項）と定めています。親権とは、未成年者の子に対して、監督・保護・教育をする権利と義務の総称のことをいいます。具体的には、子の住む場所を指定したり、働く際に許可をしたり、財産を管理したりすることができるというものです。親権とは、未成年者は肉体的にも精神的にも未発達で、経済的にも自立していないため親権者による保護が必要として定められたもので、成年になると親権は及ばなくなります。

3. 成年年齢が関係するものは？

以上のとおり、民法の成年年齢とは、①未成年者取消権があるか、②親権の対象となるか、という二つの点について定めたものということになります。

そして、成年になると親権者の同意なく「買い物」（売買契約）ができることになる反面、いったん結んだ契約について未成年者取消権は行使できなくなります。そこで、先ほどの質問（民法の成年年齢が関係するのは何か）の正解は、②の「買い物」となります。

ちなみに、①は「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ

関スル法律」（2022年4月1日に「未成年者飲酒禁止法」から名称が変わります）、③は「競馬法」、④は「道路交通法」、⑤は「公職選挙法」によってそれぞれ年齢要件が定められており、⑥はそもそも法律上の制度ではありません。よって、②以外は民法の成年年齢とは直接関係がないのです。

ポイント4
未成年者取消権が使えなくなるとどうなる？

このように、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳以上20歳未満の人も成年となりますので、未成年者取消権が使えなくなります。そうすると、どのような不都合があるのでしょうか。実は未成年者取消権には、他の取消権に比べてとても使いやすく（一つ目の役割）、しかも、そのために目に見えない大きな効果（二つ目の役割）があるのです。

1.「後戻りのための黄金の橋」…未成年者取消権の役割①

未成年者が親権者の同意なく結んだ契約については、未成年者は容易に取り消すことができます。具体的には、契約時に自分が未成年者であることを立証すれば取消が認められます（例えば契約書と学生証を示すことで立証できます）。

これに対して、成年に達すると、いったん結んだ契約はなかなか取消しできません。詐欺、錯誤、消費者契約法違反、公序良俗違反などが考えられますが、いずれも厳しい要件をクリアする必要がありますし、裁判になると解決までに長い時間と費用がかかります。

ですから、契約時の年齢だけを立証すればよい未成年者取消権については、容易に取消しが認められて被害が回復できることから、「後戻りのための黄金の橋」といわれることがあります。

2.「防波堤」…未成年者取消権の役割②

このように、未成年者を勧誘して契約させても、結局、未成年者取消権で容易に取り消されてしまうことが分かっているので、悪質業者はあえて未成年者の勧誘を控えるという傾向があります。つまり、未成年者取消権が、目に見えない「防波堤」の役割を果たしていたので、知らず知らずのうちに、未成年者は悪質商法から守られていたのです。

しかし、成年年齢の引下げにより、18歳以上20歳未満の人たちにはこの「防波堤」による保護が及ばなくなってしまいます。ですから、高校3年生も18歳以上であれば保護されなくなります。成年年齢引下げの最大の問題点はこの点にあると言われています。

ポイント5
大人になる前にやっておくべきことは？ 重要なのは消費者教育

成年になると未成年者だけが使えた「黄金の橋」も「防波堤」もなくなってしまうため、それまでに消費者教育を受けておく必要があります。特に、成年になるといったん結んだ契約は原則として取消しできないこと（契約の意味）や、お金の管理の仕方（金融教育）についてはしっかり学習する必要があります。

この二つをしっかり学習しなかったために陥ってしまうものとして、“多重債務”があると言われています。

“多重債務”とは、複数の業者から借金をして返済が困難になってしまった状態をいいます。貸金業者から借金をすることも契約ですから、いったん契約を結んだ以上はそこで定められた利息は支払わなければなりません。軽い気持ちで借入契約を結んでしまったり、きちんとした返済計画を立てていなかったりしたために、“多重債務”に陥ることがあるので十分な注意が必要です。

自分の収入で返済できない借入はするべきではありません。定収入がない学生のうちは決して借入はしないことが賢明です。

東京都消費生活総合センターでは、「いきなり大人になるのは心配だな」という人のために、昨年度、DVD教材「～そのお金の使い方大丈夫！？～パピ君と学ぶ！ キャッシュレス社会の歩き方」を作成しました。

契約やお金について学習しなかったために多重債務に陥ってしまう…実際にはなかなか体験できないことですので、このDVD教材でバーチャル体験することをお勧めします。学校や家庭で消費者教育を行う際に、是非ご活用ください。

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和2年度

新作 高校生・若者向け 消費者教育DVDのご紹介

～そのお金の使い方大丈夫!?～ パピ君と学ぶ! キャッシュレス社会の歩き方

動画の視聴は こちらから

「東京くらしWEB」で教材紹介中 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyoiku_video/

キャッシュレス決済の普及により、「お金の使い方」が大きく変化しています。「キャッシュレス決済」「多重債務」「家計管理」という3つの項目をドラマの中で学び、これからのキャッシュレス社会を生き抜く術を楽しく学習できる映像教材です。付属の学習用資料と合わせてご活用ください。

- オープニング（約2分）
- 第一章　お金の払い方って、こんなにあるの!?
  ～多様化する支払い方法（約11分）
- 第二章　あたりまえだろ？ 借りた金を返すのは
  ～多重債務の恐怖（約14分）
- 第三章　家計も食事も、バランスが大事
  ～家計のマネジメント（約7分30秒）
- エンディング（約2分）

新学習指導要領に対応!!

【監修】弁護士 中村 新造／ファイナンシャル・プランナー あんびる えつこ
【協力】東京都教育庁指導部高等学校教育指導課　指導主事 永井 愛

第一章 キャッシュレス決済

キャッシュレス決済比率が上昇しています。キャッシュレス決済は便利な反面、お金の管理が難しく、家計の収支バランスが崩れてしまう場合があります。この章では、クレジットカードや電子マネーを利用する時の注意点を学習します。

「見えないお金」は管理が難しい?

リボ払いの注意点は?

第二章 多重債務

まもなく、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年になると自らの判断でキャッシングや消費者金融が利用できるため、「多重債務」に陥る若年層の増加が懸念されています。この章では、お金を借りる時の注意点を学習します。

スマホでお金が借りられる?

ヤミ金融って何?

第三章 家計管理

十代のうちから健全な金銭感覚を養うことは、未来を切り開く第一歩になります。また、病気やケガ、失業などのリスクへの備えは重要です。この章では、家計管理のポイントやリスク管理の必要性を学習します。

社会人4年目の手取り額はどれくらい?

奨学金の種類は?

学習用資料もご活用ください!!

映像に関する詳しい解説書付き！

各章毎の学習指導案と ワークシートも付いています。

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和2年度

改訂 中学生向け Web版消費者教育読本のご紹介

情報社会を泳ぎきる！ かしこいヒツジへの道

東京都消費生活総合センターでは、平成18 年度からWeb 版の教材を制作しています。本教材は平成19年度に作成し、多くの先生からご利用いただきましたが、作成から13年が経過し、取り扱っている事例が実態に合わなくなったことから、以下の改訂を行いました。

1. 本教材の主な改訂点

1 インターネットのトラブル事例から、契約の基本ルールとトラブル回避の方法や考え方を学習できる教材に変更。

2 平成29年に告示された学習指導要領中学校「技術・家庭（家庭編）」を踏まえ、三者間契約（クレジット契約）を追加。

3 主に中学校「技術・家庭（家庭編）」での活用を重視し、ワークシート及び解説書を新たに作成。

2. 本教材の内容と学習項目

ヒツジ（マーマー、ミーミー、ムームー、メーメー）が遭遇したインターネットのトラブル事例から、「契約の基本ルール」「トラブル回避の方法や考え方」「三者間契約（クレジット契約）」について学ぶことができます。授業に合わせて「好きなところだけ」使うことも可能です。

コンテンツ	学習内容	キーワード
通信販売トラブル ①買ったものが イメージと違う！	ネットショッピングの返品トラブル事例です。マーマーが購入した画面を確認しながら、「商品の表示や購入条件をよく確認する」必要性を学びます。	契約の基本ルール、商品の表示、購入条件
通信販売トラブル ②買ったものが 届かない…	ネットショッピングの商品未着のトラブル事例です。ミーミーが購入した画面を確認しながら、「誰が売っているのかよく確認する」必要性を学びます。	販売事業者の信用性
架空請求トラブル 身に覚えがないのに 高額な請求が！	架空請求のトラブル事例です。ムームーに突然届いた身に覚えのない請求画面を確認しながら、「身に覚えのない請求にあわてず周りの大人に相談する」「契約が成立しているかどうか、冷静に考える」必要性を学びます。	架空請求への対応方法、契約の成立と支払義務
オンラインゲームトラブル オンラインゲームで 高額な請求が…	オンラインゲームの高額請求トラブル事例です。メーメーの保護者が契約したクレジット規約を確認しながら「他人名義のクレジットカードは絶対使ってはいけない」「クレジットカードの利用は借金である」ことを学びます。	二者間契約と三者間契約（クレジットカード）

P❻へつづく→

3.「主体、対話的で深い学び」のために

本教材では、ヒツジが体験するトラブルを通じて「どうすればよかったのか」生徒の気付きを促し、「どのようなことに気を付ければよいか」を具体的に考え、実践する力を育めるように工夫しています。3種類（家庭科2種類、社会科1種類）のワークシートがダウンロードできます。

2．Web版読本「買ったものが届かない…」を見て、ミーミーが購入したサイトの広告画面から必要な事項を記入し、何を確認しなければいけなかったかを考えましょう。

ミーミー

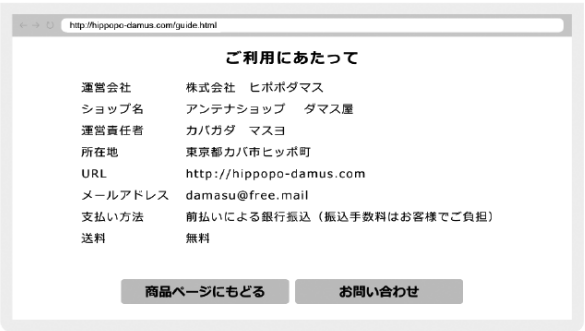

ワークシート「販売方法と支払方法について考えよう」から抜粋

カートくんの買い物★なびげ～しょん ―「消費者の権利と責任」の社会―

平成27年度に作成したWebで買い物の疑似体験をしながら学習できる本教材が、最新情報を加えて、より使いやすくなりました。さらに使いやすくするために、データを読み込む時間を短くしました！

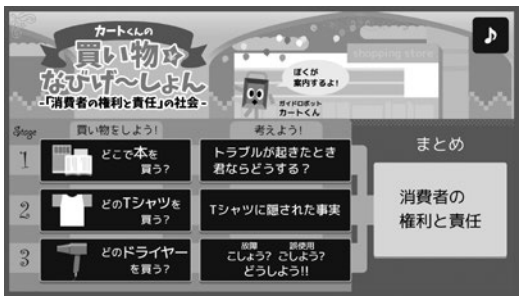

1. 本教材の主な改訂点

1. 商品を購入する際の支払方法を変更し、QRコード決済とクレジットカード決済を追加。
2. 洋服に記載されている洗濯絵表示をISO表示に統一。
3. 学習指導要領「技術・家庭（家庭編）」の改訂を踏まえ、三者間契約（クレジット契約）の説明（パワーポイント資料）を追加。

2. 教材へのアクセス方法

「東京くらしWEBトップページ右側のバナーから消費者教育読本Web版のページに移動し、それぞれ以下のバナーをクリックしてください。

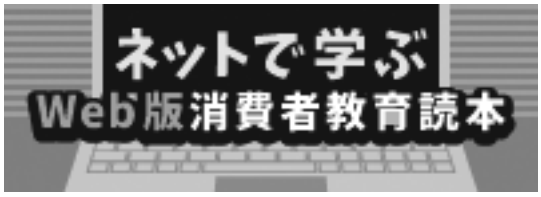

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和3年度 すぐに役立つ！

教員のための消費者教育講座

受講者募集

【主催】東京都消費生活総合センター

【後援】
東京都教育委員会
東京私立初等学校協会
一般財団法人東京私立中学高等学校協会
公益財団法人東京都私学財団

■日　程：令和3年8月16日(月)～8月20日(金)の期間中
■会　場：東京都消費生活総合センター、東京都多摩消費生活センター
■講座数：全5講座（2会場で同講座を実施）、1講座から受講可能、オンライン配信有り
■対　象：教育現場で消費者教育を実践いただける方ならどなたでも！
（都内小・中・高等学校、特別支援学校の先生、栄養士、部活動の指導にあたる先生など）

参加費無料

令和4年(2022年)4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。
成年年齢引下げにともない
18•19歳をターゲットにした悪質商法が急増する可能性があります。

なぜ急増する可能性があるの？

未成年者が親権者の同意なく結んだ高額な契約は、原則として取り消すことができます。これを「未成年者取消権」といいますが、成年に達するとこれによって保護されなくなり、悪質業者から狙われる可能性が高まります。そのため、若年者に向けて実践的な消費者教育を実施することが急がれています。

同じ学年・クラスでも

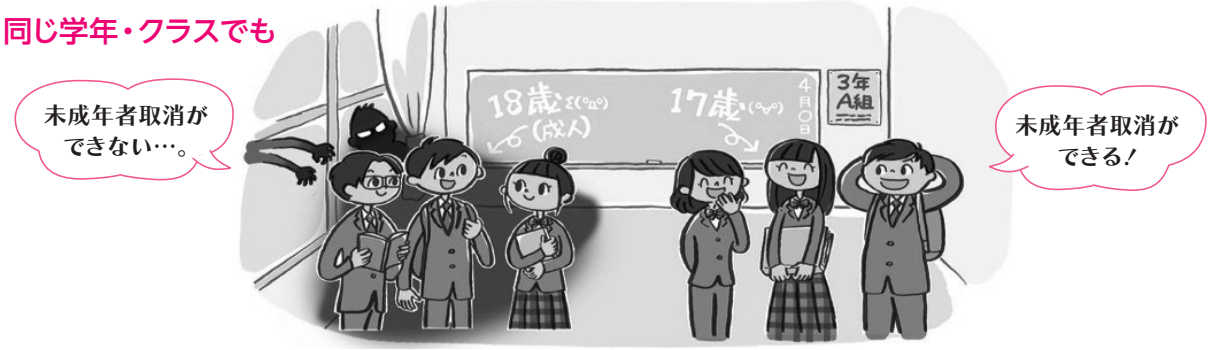

成年年齢引下げについて 学校内で話し合ったことがありますか？

教員講座に参加すると…

●生徒指導のポイントが分かる！
成人すると自分の結んだ契約に責任が生じます。
悪質商法のターゲットにならないように、契約を結ぶときのポイントを講師が実際に教材を使って解説します。

●トラブル対処法が分かる！
トラブルに巻き込まれた際の対処方法を、現場の消費生活相談員と一緒に学ぶことができます。

中学生向けWeb版教材

講座の様子

▶申 込 開 始：**申込開始 6月18日(金)～**（詳しくは**募集要項**をご覧ください）　東京くらしWEB 募集中講座 検索
▶問い合わせ：東京都消費生活総合センター 活動推進課学習推進担当　TEL 03-3235-1157

（参照 HP「東京くらしWEB」耳を貸してほしい話（トラブル事例編）2019年5月20日より）

クレジットカードで知らない間にリボ払い？

相談事例

買物に行ってクレジットカードで支払おうと思ったら、店員からこのカードは使えませんと言われた。クレジット会社に問い合わせると、100万円の利用枠がいっぱいになっていることが分かった。また、クレジットカードの支払方法がリボ払いに設定されていて、毎月の元本支払は5千円で、それに約1万円の手数料が加算され、毎月1万5千円ほど引き落とされていたことも知った。2年前にクレジットカードをネットで申し込んだが、自分で支払い方法にリボ払いを選択した覚えはない。これほど多額の手数料がかかるとは思わなかった。どうしたらよいか。

東京都消費生活総合センターからのアドバイス

リボ払いとは、利用金額や件数に関わらず、予め定めた一定額や一定の割合を毎月支払う方法です。

気付かないうちに、支払方法がリボ払いに設定されていた理由としては、

1. 申込時にリボ払いにチェックを入れた
2. 初期設定がリボ払いになっていた
3. リボ払い専用のカードを申し込んだ

などが考えられます。

リボ払いになっている場合、毎月の返済額を増額したり、繰り上げ返済したりすることで支払総額を抑えることができます。また、設定されたリボ払いを解除して一括払いに変更することもできますが、変更前に利用した分についてはリボ払いのまま支払残高として残りますので注意しましょう。

リボ払いについて知っておこう！

○リボ払いは支払残高に一定の比率（13%～15%が多い）の手数料がかかりますので、利用回数が多く、毎月の支払額が比較的少額に設定されている場合、始めのうちは滞りなく引き落とされますが、知らぬ間に未決済残高が積み上がり、カードの利用枠が一杯になってしまうことがあります。

○支払方法としてリボ払いで登録されていると、買物時に一括払いを希望しても自動的にリボ払いとなってしまいます。

毎月の利用明細は必ず確認をし、
支払残高、毎月の支払額、支払手数料等を必ず確認しましょう。
特に、電子明細の場合は見落としがちですので、必ず見るようにしましょう。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

東京都消費生活総合センター
〒162-0823　新宿区神楽河岸1-1　☎ 03-3235-1157